

# 標準貨物自動車運送約款

改正  
平成二十二年二月二十一日  
平成二十五年三月三十一日  
平成二十九年八月二十日  
平成二十九年八月四日  
運輸省告示第百七十五号  
運輸省告示第百九十五号  
国土交通省告示第百七十九号  
国土交通省告示第四百九十一号

目次

第一章 総則(第一条-第二十条)  
第二章 運送業務等(第二十一条-第五十九条)  
第三節 積付け、積みみ又は取卸し(第三十一条-第三十六条)  
第四節 積込み又は取卸し(第三十七条)  
第五節 積込み又は取卸し(第三十八条)  
第六節 積込み又は取卸し(第三十九条)  
第七節 積込み又は取卸し(第四十条)  
第八節 積込み又は取卸し(第四十一条)  
第九節 積込み又は取卸し(第四十二条)

## 第一章 総則

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。  
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。  
第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。  
第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。  
第五条 当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は、一般の慣習によりします。  
第六条 前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

## 第二章 運送業務等

第一節 通則  
第七条 当店は、受付日時を定め店頭に掲示します。  
第八条 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。  
第九条 当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合はその他正当事由がある場合は、この限りではありません。  
第十条 当店の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。  
第一号 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日  
第二号 運送期間 運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。  
第三号 集配期間 集貨及び配達する場合は、各一日。  
前項に規定する引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。  
第十二条 貨物の種類及び性質の確認  
第十三条 当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を明告する。この申込みは、前項の規定による明告を得ず、又は同条第二項の規定による明告と異なるときは、申込者の同意を得ず、この立会いの上で、これを点検することがあります。前項の点検に、申込者の同意を得ず、これを点検したときは、引渡先が申込者の明告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

## 第三節 積付け、積みみ又は取卸し

第三十一条 積付け、積みみ又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。当店は、積込み及び取卸しを請負うことができず、積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第四節 積込み又は取卸し

第三十二条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第五節 積込み又は取卸し

第三十三条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第六節 積込み又は取卸し

第三十四条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第七節 積込み又は取卸し

第三十五条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第八章 責任

第三十六条 当店は、自己又は使用者その他の運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、貨物の滅失、損傷及び延着について損害賠償の責任を負いません。

第三十七条 当店は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第九章 積込み又は取卸し

第三十八条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十章 積込み又は取卸し

第三十九条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十一章 積込み又は取卸し

第四十条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十二章 積込み又は取卸し

第四十一条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十三章 積込み又は取卸し

第四十二条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十四章 積込み又は取卸し

第四十三条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十五章 積込み又は取卸し

第四十四条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十六章 積込み又は取卸し

第四十五条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

第四十六条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十七章 積込み又は取卸し

第四十七条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十八章 積込み又は取卸し

第四十八条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第十九章 積込み又は取卸し

第四十九条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第二十章 積込み又は取卸し

第五十条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第二十一章 積込み又は取卸し

第五十一条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第二十二章 積込み又は取卸し

第五十二条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第二十三章 積込み又は取卸し

第五十三条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。

## 第二十四章 積込み又は取卸し

第五十四条 積込み又は取卸しは、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。積込み及び取卸しを請負う場合は、積込み及び取卸しを請負う者の責任において行います。